

「第三者」の問題指摘

食品廃棄物転売問題

判断基準改定へ最終議論

食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会食品リサイクル専門委員会は8日、第15回合同会合を開催

し、食品廃棄物不正転売事案を受けた食品関連事業者の判断基準省令改正とガイドラインの策定について、最終の議論を行った。答申案では、前回の議論を

踏まえ、排出事業者と処理業者の間に第三者が介在することで希薄化が懸念される信頼関係の構築を強調する形になった。事務局が提出した答

申案では、転売防止に向けた取り組みの具体的方向性として、処理委託先における特定肥料等製造・利用状況の定期的な確認の徹底などに加え、自ら排出する廃棄物等の処理について最後まで責任を追うという排出事業者責任を、食品関連事業者が再認識する必要がある旨を指摘した。

特に、廃棄物処理法の下で地方公共団体の規制権限の及ばない第三者に、排出事業者が廃棄物処理に関する業務を任せきりにすることで排出事業者意識や、処理業者との直接の関係性が希薄になることが懸念されるとし、廃棄物の処理を委託する場合でも、再生利用事業者との信頼関係を基礎にした適正処理を徹底する対策が必要である旨を強調した。

委員からは、転売防止の取組強化のための食品事業者向けガイドライン(案)について、「規制が及ばない第三者の問題点を明確に指摘しないと、(排出者は)第三者がすべて代行すると言えは済んでしまう。それでは意味がない」とする意見もあった。(関連記事4面)